第二十一条の十五第一項中「の価額」の下に「から第二十一条の十一の二第一項の規定による控除をした残額」を加え、同条第二項中「同条第三項の規定の適用を受ける財産」と」の下に「、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後のこれらの財産」と」を加える。

第二十一条の十六第二項中「ついての」を「ついての第十三条、」に、「第十八条第一項」を「第十三条第一項中「取得した財産」とあるのは「取得した財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。第四項において同じ。）」と、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の当該財産」と、同条第二項中「あるもの」とあるのは「あるもの及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後のこれらの財産」と、同条第四項中「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の当該財産」と、第十八条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定により特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされた財産に係る第一節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該財産の価額は、第一項の贈与の時における価額とする。

二　当該財産の価額から第二十一条の十一の二第一項の規定による控除をした残額を第十一条の二の相続税の課税価格に算入する。

第二十八条第一項中「があるとき」を「がある場合」に、「あるときは」を「ある場合（第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格がある場合に限る。）には」に、「なるとき」を「なる場合に」に改め、同条第二項第二号中「とき」の下に「（第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格がある場合に限る。）」を加える。

第三十五条第五項ただし書中「次条」を「第三十七条」に改める。

第三十七条を削る。

第三十六条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第三項中「第六十六条第七項」を「第六十六条第八項」に、「第三十六条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、第五章中同条を第三十七条とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

（相続税についての更正、決定等の期間制限の特則）

第三十六条　国税通則法第七十条第一項（国税の更正、決定等の期間制限）の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内に相続税について同法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求がされた場合において、当該請求に係る更正に伴い当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者（当該被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この条において同じ。）に係る相続税の課税価格又は相続税額に異動を生ずるとき（当該請求が当該他の者について同法第七十条第一項の規定により同法第五十八条第一項第一号イ（還付加算金）に規定する更正決定等をすることができないこととなる日前六月以内にされた場合に限る。）は、当該相続税に係る更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴い当該相続税に係る同法第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税についてする賦課決定（同法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。）は、同法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十一条第一項（国税の更正、決定等の期間制限の特例）及び第七十二条（国税の徴収権の消滅時効）の規定の適用については、同項中「日が前条」とあるのは「日が前条及び相続税法第三十六条（相続税についての更正、決定等の期間制限の特則）」と、「同条」とあるのは「前条及び同法第三十六条」と、同条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、相続税法第三十六条（相続税についての更正、決定等の期間制限の特則）の規定による更正決定等又は同条の期限後申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき相続税については、当該更正決定等又は当該提出があつた日」とする。

第四十九条第一項中「限り、」を「限り、次に掲げる金額（ロ）に、「当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産又は」を「二人以上ある場合にあつては、全ての」に、「が当該被相続人から取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格（当該贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、当該修正申告書に記載された課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格）の合計額」を「の当該金額の合計額）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　他の共同相続人等が当該被相続人から贈与により取得した次に掲げる加算対象贈与財産（第十九条第一項に規定する加算対象贈与財産をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じそれぞれ次に定める贈与税の課税価格に係る金額の合計額

イ　相続の開始前三年以内に取得した加算対象贈与財産　贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額

ロ　イに掲げる加算対象贈与財産以外の加算対象贈与財産　贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額から百万円を控除した残額

二　他の共同相続人等が当該被相続人から贈与により取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格の合計額

第四十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号の贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、同項各号の贈与税の課税価格は、当該修正申告書に記載された贈与税の課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格とする。

第五十九条第六項中「、政令で定めるところにより第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には」を削り、同条第七項中「ところにより」の下に「第一項から第三項までの規定に規定する」を加え、「第一項から第三項まで」を「これら」に改める。

第六十六条の二第五項中「三年」を「七年」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法

（消費税法の一部改正）

第六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項ただし書及び第三項ただし書中「の規定の適用があつた」を「（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴収された」に改め、同条第四項中「この項及び次項」を「第六項まで」に改め、同条第五項中「ものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする」を「。次項において同じ」に改め、同項ただし書中「があつた」を「により消費税が徴収された」に改め、同条第十一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第四項ただし書の承認を受けないで国内において同項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、当該物品を譲り受けた者（同項本文に規定する所持をした者を含む。）は、当該物品を譲り渡した者と連帯して当該物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を納付する義務を負う。この場合における消費税の徴収については、前項の規定を準用する。